

処分を受けた 職 員	岡崎市民病院看護局 正看護師 20歳代 男性
処分の年月日	令和5年4月12日
処分の種類 及び程度	懲戒処分 減給6月(1/10)
根拠法令 及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号
処分の理由	任命権者の許可を得ることなく、営利企業の事業に報酬を得て従事していた行為は、地方公務員法第38条第1項の営利企業への従事等の制限に違反した行為であり、同法第29条第1項第1号に該当するものである。